

消費税率の引き上げによる料金・使用料の改定

4月1日から消費税率が8%になっておりますが、水道料、下水道使用料については、4・5月検針分は、経過措置として旧税率を適用しておりました。6月検針分からは、消費税8%として積算されます。

水道週間イベントのお知らせ 環境フェアと共に

水道週間は、水道について皆様の理解と関心を高めていただき、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るための週間です。1959年(昭和34年)に厚生省(当時)により制定されました。毎年6月1日~6月7日。

今年のスローガンは
**「おいしいな
だいじなお水
ごくごくり」**
です。

日時 6月7日(土)午前10時~午後2時

会場 もてなし広場 高崎市高松町1-1

内容 「高崎の水」のみくらべ、緊急時用浄水装置実演、給水車展示、水道管で作る水鉄砲、鉢花配付(AM10:15~先着1,000名)(提供:高崎水道工事業協同組合)、倉渕地域物産品販売(倉渕んまい会)

●問い合わせ先…水道局経営企画課(電話321-1282)



「高崎のみず」のみくらべ

メーターの検針にご協力を

水道メーターは、検針することによりお客様の使用水量を計り、使用料金を算定するだけでなく、ふだん気がつかない水漏れを発見することができます。いつも見やすく、正しく検針ができるようにご協力をお願いいたします。



メーターBOXの上に
車や物を置かないでください。



犬はメーターや出入口から
離してつないでおいてください。



家の増改築などでメーターが
床下になるときなどは
見やすい場所に移設してください。

メーターの移設は、指定給水装置工事店に連絡して行ってください。移設費用は所有者(お客様)のご負担となります。

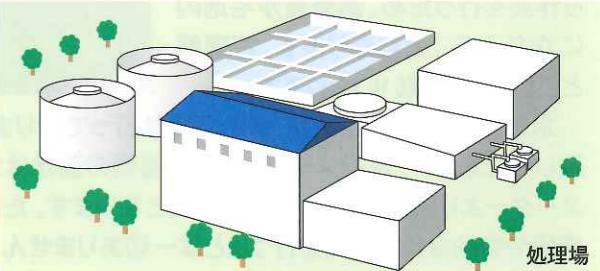
●問い合わせ先…水道局料金課(電話321-1283)

下水道は正しく使いましょう。

下水道が利用できるようになっても、何でも流していいということではありません。台所の流しから直接使用済みの油や野菜くずを流したり、トイレにトイレットペーパー以外のものを流すと、下水道管を汚し、詰まりや悪臭の原因になります。また、有害な物質(ガソリン、シンナー、石油など)は下水道管や下水処理場の処理機能に悪影響を及ぼし、下水道管の中で爆発する危険もあるため、絶対に下水道へ流してはいけません。

下水道に汚水を流すときは、個人個人が十分に注意し、下水道管や処理施設に負担をかけないようにして自然や生活環境を守りましょう。

●問い合わせ先…下水道局維持管理課(電話321-1290)



ビル・マンションなどの水道施設の管理について

1.受水槽管理

ビルやマンションなどの高い建物に設置されている受水槽は、建物所有者に管理責任があります。
所有者(または管理者)は、居住者の方へ安全な水を供給できるよう日頃の維持管理を適切に行ってください。

2.子メーターの交換

マンション所有者によって水道メーター(子メーター)が設置されている場合、メーターは有効期限が8年と計量法で定められていますので、期限内に交換をしていただくようお願いします。また、親メーターは水道局の貸与メーターですので、水道局が交換します。

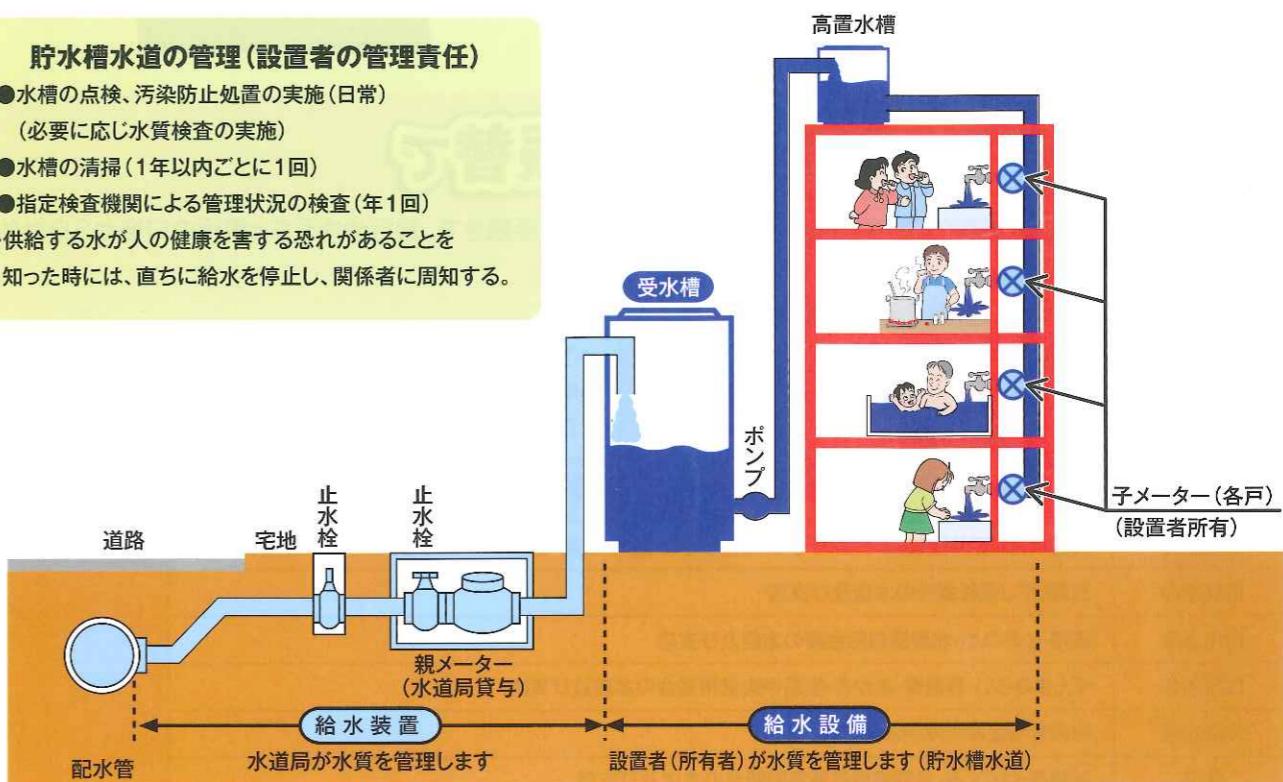
3.直結給水の勧め

水道局では、受水槽管理の負担を解消するため、水道局の定める基準を満たす建物については、直接水道水を供給する直結直圧式(4階までの建物)、直結増圧式(5階~10階程度)の導入をお勧めしています。

●問い合わせ先…水道局料金課給水担当(電話321-1285)

貯水槽水道の管理(設置者の管理責任)

- 水槽の点検、汚染防止処置の実施(日常)
(必要に応じ水質検査の実施)
- 水槽の清掃(1年以内ごとに1回)
- 指定検査機関による管理状況の検査(年1回)
・供給する水が人の健康を害する恐れがあることを
知った時には、直ちに給水を停止し、関係者に周知する。



給水装置及び給水設備はお客様の所有です。日頃から適切な管理をしてください。